

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

**政策保有株式ゼロ方針に基づくコーポレートガバナンス基本方針の改定及び
三井住友信託銀行株式会社の政策保有株式(国内上場)の議決権行使基準制定について**

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役執行役社長:高倉 透、以下「当社」)は、2021年5月13日付のリリース「新マネジメント体制として目指す姿と2021年度の重点取組事項について」において、三井住友トラスト・グループ(以下、「当グループ」)の目指す姿として、「企業価値の向上による果実を家計にもたらす資金・資産・資本の好循環の構築」を掲げました。その実現に向け、当グループは、投資家としての立場と企業価値向上のソリューション提供を行う立場の双方に立つ信託銀行グループとしての特性に一段と磨きをかけ、「従来型の安定株主としての政策保有株式」は原則すべて保有しないという方針に転換するとともに、保有を継続する期間においても、「お客さまとの対話を通じて、持続的な企業価値向上と課題解決に向けたソリューションを提供する役割」の発揮に取り組んでいくことを、お知らせ致しました。

このような趣旨を踏まえ、当社のコーポレートガバナンス基本方針における、政策保有株式に関する方針を見直すとともに、当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「三井住友信託銀行」)において、政策保有株式の保有期間中の議決権行使について新たに基準を定めましたのでお知らせ致します。

1. コーポレートガバナンス基本方針の改定について

(1) 株式等の政策保有に関する方針

- ① 当グループは、資金・資産・資本の好循環の構築など当グループの戦略実現を目的とせず、安定株主として保有する取引先の株式等(以下、「政策保有株式」といいます)を原則すべて保有しません
- ② 前項に係る政策保有株式の保有が残存する期間は、取締役会において政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を行います
- ③ 当グループは、政策保有株式に係る議決権の行使について、その行使方針を別途定め、開示します

(2) 政策保有株式に係る議決権行使方針

当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行は、政策保有株式の発行会社(以下、「発行会社」といいます)の中長期的な企業価値の向上を目指し、当グループの株主や預金者等さまざまなステークホルダーの中長期的な価値向上も考慮して、保有する株式の議決権行使を行います。

発行会社との十分な対話を通じて、それぞれの発行会社が置かれている事業環境等の状況を考慮し、経営の独自性及び方向性も尊重しつつ、議決権を行使します。

議決権行使にあたっては、別途定める議決権行使基準に基づき、以下の観点にも留意して議案毎に賛否を判断します。

- ① 外形的・形式的基準のみならず、発行会社、及び発行会社が置かれている業界・経営環境等の固有性に留意して判断します。
- ② 当該年度のみならず、より中長期的な時間軸、未来志向で判断します。
- ③ 財務的な数値に加え、非財務要素(コーポレートガバナンス及び社会的価値の創出状況等)も考慮して判断します。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

(3) 改定日

2022年4月1日

2. 三井住友信託銀行株式会社の政策保有株式(国内上場)の議決権行使基準

前述の趣旨を踏まえ、当社の子会社である三井住友信託銀行では、政策保有株式の保有期間中の議決権行使に関して、「取締役の選任」、「監査役の選任」、「役員報酬・役員賞与・退職慰労金」、「業績連動報酬、株式報酬、ストックオプション」、「剰余金処分」、「事前警告型買収防衛策」、「資本政策・組織再編」、「定款変更・その他」、「株主提案議案」の各項目において基準を定めております。詳細は以下のリンクをご参照ください。

URL: https://www.smth.jp/-/media/th/about_us/management/governance/voting_guideline.pdf

なお、本基準は2022年6月1日以降に開催される株主総会からの適用を予定しております。

以上